

第3回自転車保険専門部会 検討資料

1 義務対象者と義務の内容

(1) 自転車利用者等

義務対象者…兵庫県内で自転車を所有する者、自転車を利用する者。

義務内容……自転車保険に加入しなければならない。

(2) 自転車販売店

義務対象者…兵庫県内で自転車販売を行う店。

義務内容……自転車販売時に購入者の自転車保険の加入有無を確認の上、保険未加入の場合は自転車保険への加入促進を図る。

2 対象となる保険

自転車に関する賠償保険は多数あるが、大別すると「車体にかける保険」、「利用者個人にかける保険」との2種類がある。

【自転車保険の例】

| | | 車体にかける保険 (TS マーク) | 利用者個人にかける保険 個人賠償責任保険(特約) |
|-----------|-----------------|---|---------------------------------|
| 保 険 料 | | 約 2,000 円/年 | 約 1,000 円/年～2,000 円/年 |
| 保 険 期 間 | | 1 年間 | 1 年間 |
| 加 入 | 場 所 | 自転車販売店(自転車安全整備店) | 保険会社 (代理店) |
| | 証 明 | 車体にシールを貼付 | 保険証書 |
| | 管 理 | (公財)日本交通管理技術協会 | 各保険会社 |
| 対 象 者 | | 自転車搭乗者 | 加入者(含む家族) |
| 補 償 内 容 等 | 本 人 | 死 亡 | — |
| | | 傷 害 | |
| | 相 手 | 重 度 後 遺 障 害 (1 ～ 4 級) | — |
| | 入 院 | 10 万円 (15 日 以 上) | — |
| | 損 害 賠 償 責 任 補 償 | ○死亡又は重度後遺障害(1～7級)5,000万円(H26.10.1～) ○見舞金10万円(入院15日以上)(H26.10.1～) | 1億円～無制限 |
| 特 徴 等 | | ○自転車購入時等に自転車販売店(TS マーク取扱店)で加入できる ○シールで加入状況が確認できる | 安価で家族まで補償の対象となり、日常生活の賠償事案に対応できる |

「車体にかける保険」「利用者個人にかける保険」とも、被害者の救済には変わりなく、現状の加入状況から一方のみを対象とすることができないため、双方を対象とする。

3 保険加入の管理

保険の加入状況のわかるシールを配付する。

4 罰則適用上の課題

「車体にかける保険」「利用者個人にかける保険」の双方を対象とすることから、保険加入状況の確認が困難。

5 保険加入の促進方策

- (1) 自動車保険等の主契約に付帯する特約等既存保険の加入促進
- (2) 安価で加入しやすく補償の充実した保険の開発
- (3) 自転車販売店における保険の取扱い（広告を含む）方法
- (4) 保険の継続加入促進方策
- (5) 保険加入者に対するシールの配付